

鶴ヶ島市イベント開催に関する基本方針

鶴ヶ島市危機管理対策本部

制 定 令和2年5月27日

一部変更 令和2年8月1日

令和3年4月1日

令和3年8月2日

令和3年12月1日

令和4年1月21日

令和4年6月7日

イベントの企画・実施に当たり、開催の可否及び開催する際の基準、遵守事項として、本方針を取りまとめました。

市以外の団体等が主催するイベント等に対しても、本方針と同様の対応を求めるとします。

なお、市内の新型コロナウイルス感染状況、国及び埼玉県における各種措置の状況等を踏まえ、適宜、規模要件等を見直します。

※イベント等とは市民等の参加を募って行う屋内外の催しで講演会、展示会、説明会等も含む。

1 市の施設の取扱いについて

埼玉県の新型コロナウイルス対策本部が決定し、ホームページにて周知している「県民・事業者の皆様へのお願い」の「施設管理者等へのお願い」を遵守しつつ、「県主催イベント等及び県有施設の取扱い」に準じて対応する。

2 市主催イベント等の取扱いについて

市主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

なお、原則、「県民・事業者の皆様へのお願い」の「イベントの開催制限について」を遵守しつつ、「県主催イベント及び県有施設の取扱い」に準じて対応する。